午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は12人中11名です。

定足数に達しておりますので第10回新城市農業委員会総会を開会します。

議長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。 (異議なし)

異議ないものと認め指名いたします。

農業委員10番

農業委員11番 にお願いします。

議長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。

始めに第44号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第44号議案について説明いたします。

議案書2ページをご覧ください。所有権移転が11件、賃借権設定が1件の計12件です。 お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させて頂きます。 それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1、2番は譲受人、賃借人が同一人物である申請ですので、一括でご説明させて頂きます。

番号1番、譲受人の新規就農のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は相手方希望のため譲り渡すもので、鳥原児童館より南西へ約330mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車で4分の距離にあり、通作に問題はありません。

申請地は借人の自宅から自動車で4分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と妻と長男と長男妻がおり、農作業歴は申請者と妻が3年、長男、長男妻が1年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

申請者と妻の年間予定従事日数が150日、長男、長男妻が60日ずつあり、必要な農作業従事をしています。

経営予定面積は3,100㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

経営予定面積は3,403㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、水稲と梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 3番

譲受人の新規就農のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は高齢かつ遠隔地在住のため譲り渡すもので、上八名井バス停より半径約700m内にある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車で5分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人がおり、農作業歴は譲受人が4年あり、農作業に必要な農機具を所有

しています。

譲受人の年間予定従事日数が250日あり、必要な農作業従事が見込まれます。

経営予定面積は3,674㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、榊、ブルーベリー等の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

続いて4ページをご覧ください。

申請番号 4番

譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は高齢かつ維持管理困難なため譲り渡すもので、富岡交差点から南へ約520mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車で55分の距離にありますが、譲受人親族の自宅が新城地区内にあるため通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人と妻、長男、長女がおり、農作業歴は譲受人を含め全員4年であり、 農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人と妻の年間従事日数がそれぞれ300日、長男が250日、長女が60日あり、必要な農作業従事をしています。

経営予定面積は16,302㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、キャッサバの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 5番

譲受人は、経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は高齢かつ管理困難なため譲り渡すもので、8名橋より南西へ約680mにある農地です。

申請地は自動車で6分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人、妻、次男がおり、農作業歴は譲受人が45年、妻が40年、次男が3年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。

年間従事日数が譲受人と次男が300日、妻は200日あり、必要な農作業従事をしています。

経営予定面積は388,771.52㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 6番

譲受人は、経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は高齢かつ管理困難なため譲り渡すもので、庭野小学校より南東へ約1100mにある農地です。

申請地は自動車で30分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人、父、母がおり、農作業歴は譲受人が6年、父母が15年ずつであり、 農作業に必要な農機具を所有しています。

年間従事日数が譲受人と母が150日、父は300日あり、必要な農作業従事をしています。 経営予定面積は39,342.74㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 7番

譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は高齢かつ管理困難なため譲り渡すもので、千郷西こども園より南西へ約750mにある農地です。

申請地は自動車で8分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人・長男・長女がおり、農作業歴は譲受人が34年、長男が12年、長女が2年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

年間従事日数が譲受人と長男が300日、長女が60日あり、必要な農作業従事をしています。

経営予定面積は68,572㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、野菜と栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 8番

譲受人の新規就農のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は遠隔地在住かつ維持管理困難なため譲り渡すもので、稲木公民館より北西へ約840mにある農地です。

申請地は自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人・妻・母がおり、農作業歴は譲受人を含め全員未経験ではありますが、愛知県東農協営農センターのサポートを受けながら農業に従事し、農作業に必要な農機具を導入予定です。

年間予定従事日数が譲受人が100日、妻が150日、母が80日であり必要な農作業従事が見込まれます。

経営予定面積は3,152㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、野菜と柿等の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

請番号 9番

譲受人2名の新規就農のため無償譲渡により所有権移転するものです。

譲渡人は高齢かつ管理困難なため譲り渡すもので、JR 柿平駅より南西へ約650mにある農地です。

申請地は譲受人達の入居予定の自宅から徒歩で約5分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人2名と父母がおり、農作業歴は譲受人を含め全員未経験ではありますが、近隣農家のサポートを受けながら農業に従事し、農作業に必要な農機具を所有しております。

譲受人2名の年間予定従事日数がそれぞれ100日、父母は60日ずつであり、必要な農作業従事が見込まれます。

経営予定面積は1,562.42㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

請番号 10番

譲受人の新規就農のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は高齢かつ管理困難なため譲り渡すもので、名越公民館より北西へ約110mにある 農地です。

申請地は譲受人の購入予定の自宅から徒歩で約1分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人と妻がおり、農作業歴は2名とも未経験ではありますが、近隣農家の サポートを受けながら農業に従事し、農作業に必要な農機具を所有しております。

年間予定従事日数は譲受人が180日、妻が120日であり、必要な農作業従事が見込まれます。

経営予定面積は1,353㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、果樹と野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

請番号 11番

譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は高齢かつ管理困難なため譲り渡すもので、塩瀬公民館より東へ約210mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から徒歩で約3分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人と妻がおり、農作業歴は譲受人が17年、妻が10年であり、農作業 に必要な農機具を所有しております。

年間従事日数は譲受人が300日、妻が250日であり、必要な農作業従事をしています。 経営予定面積は13,294㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、花の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

請番号 12番

譲受人の果樹栽培事業への新規参入のため売買により所有権移転するものです。 譲渡人は維持管理困難なため譲り渡すもので、愛知県森林林業技術センターより南西へ約1, 430mにある農地です。

申請地は譲受人の子会社事務所より徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。 農業従事者は、代表取締役と取締役2名がおり、農作業歴は代表取締役を含め全員3年あり、 農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人の年間予定従事日数は3名とも250日であり、必要な農作業従事が見込まれます。 経営予定面積は3,090㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

以上、申請番号1番から12番について、許可を認めることを原案といたします。 これで、第44号議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か素補足等ございませんか。

12番

8番の案件ですが、今後類似する案件が増えてくるものと思いますので、情報共有として詳細を述べさせて頂きます。

こちらの案件の始まりが、譲受人が譲渡人の売却希望の住宅を気に入り、住宅と共に農地も購入するとことが条件で今般の申請に至ったそうです。事前審査会の際に譲受人の農作業歴等のお話もさせて頂きましたが、ご近所さんの情報によると取得した農地の一部を第3者へ貸すというお話があるようでした。個人的にはどうなんだろうと考えたのですが、昨今の事情を踏まえると、たとえ農地を貸すという前提で取得しても、その取得した農地が荒れないようにして頂ければいいのかなという思いもあります。

実は、1年ほど前にも私が担当する地区内の農地で、同様の所有権移転の申請がありました。 今後は他の地区でも住宅を買い、そして農地を買うという申請が増えてくるかと思います。そ れには色々なご事情があるかもしれませんが、荒廃農地が増えない点を重視することが良いのかもしれないということで発言させて頂きました。

9番

私からも良いでしょうか。先ほどの関連で類似する事例が10番だと思います。立派な住宅を買い農地も取得するというものです。本人は市外からこちらに移住予定の農業未経験者です。 事前審査において意思確認し、本人さんには頑張ってもらいたいです。住宅に付随する農地の購入という現状があるとしても、その人達が移住して農業をしていくということで、このような新規就農者達をサポートをする必要があるし、何らかのサポート体制を市がつくるべきだと考えます。

また、9番の案件です。譲受人2名とも県外在住ですが、IT 起業に勤めて、テレワークをしながら農業をするということでした。このようなことができるなら、今後の農業の未来は明るいなと感じます。このような事例は先進的なものですので、我々も注目して見ていくべきだと思います。広報で取り上げたり、経験談を聞いてPRしていくといっった長期わたって見守る体制が必要だと考えます。

議長

はい、ありがとうございました。

いづれも案件も空き家を買い求めて、転入して農業をするということでしょうか。

12番

8番の方については、そうです。

議長

9番の方もそうでしょうか?

事務局

すいません、事務局から説明させて頂きます。

譲渡人は、譲受人2名の叔母にあたり、親類間における所有権移転となります。譲受人の父が、こちらの住宅に幼い頃住んでいたようでした。

議長

こちらの土地と全く関わりのない方がいらっしゃるというわけではないのですね。

事務局

はい。10番につきましては新規です。

議長

12番の市外の申請者ですが、事業参入ということですが、元々どのような事業主体なのでしょうか。

事務局

こちらの申請者ですが、畜産経営をされている事業者です。今回は新しく畜産以外の農業経営を行うということでした。

議長

その他、補足等はございますか。

補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

議長

ご発言もありません。採決を取りたいと思います。

第44号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)

議長

賛成多数と認め第44号議案は原案のとおり決定いたします。

議長

次に第45号議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。

事務局

第45号議案について説明させて頂きます。議案書7ページをご覧ください。 転用2件です。議案書8ページをご覧ください。

申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、申請人は申請地北側に住んでいるが、建物、庭、塀のため西側道路から通行ができず、申請地を昭和61年より進入路として利用しており今般是正すべく申請するものです。

なお、以前から進入路として利用がされていたことによる始末書が添付されています。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている 区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上、必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、進入路として転用計画 はやむを得ない規模と考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周 辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、申請地北側県道拡幅により、申請者所有の一部が愛知県に収用され、収用された土地の一部に倉庫がありこの倉庫の取り壊しをせざる得ない状況になり、倉庫内に入っている資材を新たに保管する場所が必要になったため倉庫を新たに建設するものです。

なお、以前から倉庫を建設して利用がされていたことによる始末書が添付されています。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている 区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上、必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金は全額自己資金でまかなう計画で、事前調査の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

以上、第45号議案2件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第45号議案の説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

担当地区委員は何か素補足等ございませんか。

議長

補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

議長

ご発言もありません。採決を取りたいと思います。

議長

第45号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数と認め第45号議案は原案のとおり決定いたします。

議長

次に第46号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。

事務局

第46号議案について説明させて頂きます。議案書9ページをご覧ください。 所有権移転7件、賃借権設定4件、使用貸借権設定1件です。 議案書10ページをご覧ください。

申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、農業に従事しているが高齢化のため耕作が困難なため申請地に 太陽光発電施設を設置し発電に寄与するとともに売電による収入の確保に努めるものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている 区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農 地と判断しました。

周辺居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について借人は、祖父母、母、妻の5名で暮らしているが、結婚後家財も増え手狭になってきたため持ち家の建築を計画したが、自己所有地がないため祖父所有の申請地に分家住宅を建築するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている 区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農 地と判断しました。

周辺居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果 必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許 可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はな く、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号3番と議案書11ページの4番は同じ事業者による太陽光発電施設への転用ですので一括して説明いたします。申請者、申請地記載のとおり。

転用面積が3,000 m²以上のため、愛知県農業会議の諮問案件であります。別添図面第46号 議案番号3、4に土地利用計画を添付してあります。

この案件について譲受人は、名古屋市にて売電事業を営んでおり、高齢化により栽培困難となりつつある農地へ太陽光発電設備を設置することに対する前向きなご意見があり、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている 区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農 地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果 必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許 可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水 方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

議案書11ページをご覧ください

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

転用面積が3,000 m以上のため、愛知県農業会議の諮問案件であります。別添図面第46号議案番号5に土地利用計画を添付してあります。

この案件について譲受人は、名古屋市にて売電事業を営んでおり、高齢化により栽培困難となりつつある農地へ太陽光発電設備を設置することに対する前向きなご意見があり、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている 区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農 地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものです ので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果 必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許 可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水 方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号6番、議案書12ページの7番は同じ事業者による建設残土処分場への一時転用ですので一括して説明いたします。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、賃借人は豊川市にて造園業を営んでおり、現在、岡崎市において建設残 土受入場を展開しているが、県東部にて事業拡大を目指していたところ、申請地の農地が不耕 作地であり、転用後の土地の有効活用も視野に入れた所有者の要望と合致したため建設残土処 分場として一時転用するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものです ので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金は全額自己資金でまかなう計画で、事前調査の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号8番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、賃借人は建設業を営んでおり、東名高速道路新城パーキングエリア休憩 施設改築工事に関連し、現場事務所および休憩所また駐車場、資材置場として一時転用するも のです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金は全額自己資金でまかなう計画で、事前調査の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号9番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について賃借人は、市内にて建築工事業を行っており、開業後業績も向上していますが資材の保管場所がないため地権者との合意が得られたため申請地を資材置場・駐車場とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2 種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果 必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許 可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水 方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

議案書13ページをご覧ください

申請番号10番。申請者、申請地記載のとおり。

転用面積が3,000 m²以上のため、愛知県農業会議の諮問案件であります。別添図面第46号議案番号10に土地利用計画を添付してあります。

この案件について譲受人は、市内にて土木工事業、太陽光発電事業を行っており、事業拡大のため申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものです ので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果 必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許 可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水 方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号11番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、譲受人は、建築大工工事業務を営んでおり、大野字横町41番2の築50年以上の作業場で作業をしているが、老朽化と作業効率が悪いので、現状の改善と事業基盤の確保を図るため、申請地に大工作業場を建築することが必要となった。申請地は、賃借人の経営する法人の事業基盤の確保に協力するため選定するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。

住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、排水方法、日照 等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号12番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は家族全員で申請地隣地に移住し、父が経営する解体業を営むにあたり、申請地を駐車場用地、資材置場として譲受し、事業基盤の確保を図るものです。

農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。周辺の他の農地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前審査等の結果、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

議長

以上、第46号議案12件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第46号議案の説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か素補足等ございませんか。

議長

補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

12番

教えて頂きたいのですが、10番の案件で、申請地の面積が8,503㎡の転用するとのことで図面を見ると貯水池の表記があります。転用面積の大きさによって、貯水池をつくる必要があるのでしょうか。また、この池は何トンぐらい貯水できるのでしょうか。貯水池の基準等を知りたいです。

事務局

申し訳ありません。こちらでは貯水池の基準は把握してないです。排水のことで県と事業者間で調整を行っているようです。

12番

以前、西部地区内で5,000㎡を超えるの転用の案件が3つあり、これらの書類ではため 池等の記載はありませんでした。周辺が水田であるので、貯水が必要でないのかもしれません が、今回の図面をみて地元の要望等があると、貯水池を設置することが可能になるのだろうか と疑問がわきました。

事務局

すいません、追加説明させて頂きます。今回議案書では農地については、8, 503 ㎡でありますが、非農地を含めた全体の面積は、22, 615 ㎡の計画となっています。

8番

南部の案件なのでお話は色々聞いているのですが、こちらの譲受人は太陽光事業を南部で数多く行っている方ですが、抱えている案件で一番規模が大きいものだそうです。周囲は山であり、ここを切り開いていくとたくさんの水がでてくるそうです。そのままの状態へ排水路に流すのはまずいので、池をつくることでワンクッションを置く必要があります。このような県や土木などの関連する規定があるようです。

12番

両側にある山によって水が集中してしまうということですね。

8番

図面において黒い線で囲われたところが農地です。それ以外が山林と雑種地です。農地、山林、雑種地を全ていっぺんに造成していくので、大量の水を水路に集中させないようにするということです。

事務局

はい、ありがとうございました。

その他、ご質問ございませんか。

議長

ご発言もありません。採決を取りたいと思います。

第46号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)

議長

賛成多数と認め第46号議案は原案のとおり決定いたします。

議長

次に第47号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第47号議案について説明させて頂きます。

議案書14ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。

使用貸借権設定が1件:1,813㎡、賃借権設定が4件:7,451㎡の合計5件:9,264㎡であり、内新規設定は5件です

説明は、新規設定のみ行います。議案書15ページをご覧ください。

申請番号1番

長篠地内の畑2筆876㎡に賃借権を設定し、野菜の作付けをします。

2番からは、中間管理事業による転貸の案件です。

申請番号2番

作手中河内地内の田畑3筆4,082㎡に賃借権を設定し、野菜の作付けをします。 申請番号3番

作手菅沼地内の畑1筆2,143㎡に賃借権を設定し、野菜の作付けをします。

申請番号4番

作手菅沼地内の畑1筆350m2に賃借権を設定し、野菜の作付けをします。

申請番号5番

作手菅沼地内の畑1筆1,813㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。

以上、番号1番から5番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので第47号議案につきましては適当であるを原案とさせて頂きます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長

補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号4番、5番について私が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、 4番、5番以外について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

ご発言もありません。採決を取りたいと思います。

番号4番、5番以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 議長

賛成多数と認め、第47号議案の番号4番、5番以外については原案のとおり決定いたします。

議長

次に番号4番、5番になります。この件につきましては、私が議事参与の制限を受けるため 一時退室しなければならないので、その間は会長職務代理者の農業委員12番に議長を交代し て頂きます。

12番委員お願いします。

(会長退室)

職務代理者

それでは、一時的に議長を務めさせて頂きます。よろしくお願いいたします。

職務代理者

番号4番、5番について発言のある方は挙手をお願いします。

8番

わからないのでお聞きしたいのですが、4、5番も利用権設定者は同じ方で、所在地も一緒であり、4番は賃借権設定で5番は使用貸借権設定で、補助金の関係かもしれませんが、どうしてこのような申請となっているのでしょうか。

事務局

4番、5番の農地は同じ筆ですが、大きい面積ですので利分が行われております。一部を4番の利用権設定を受ける者の方がハウス栽培を行われております。ですので、賃借料がこの値段となっております。

5番につきましては、この地区が中間管理権を地域でまるっと全てを設定する場所となっております。地域の中で中間管理権を設定すると地域集積協力金の配布の対象となります。利用権設定において基金に出す者、基金から受け取るものが同一人物でありますが、事業への参加のためにこのような申請になることがあります。わかりにくいのですが、事情としては地域集積協力金の関係が絡んでいるということです。

8番

わかりました。

職務代理者

ハウスがあるところと何もない普通の農地であるということでしょうか。

事務局

そうです。現況が一部ハウスで一部は農地という状態です。ハウスのある部分で記載の金額、 残りの一方が基金へ貸し出して、改めて借り戻しております。

職務代理者

その他、発言ございませんか。

職務代理者

ご発言もありません。採決を取りたいと思います。

番号4番、5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)

職務代理者

賛成多数と認め、第47号議案の番号4番、5番については原案のとおり決定いたします。

職務代理者

事務局は会長を入室させてください。

ここからは会長へ議長を交代させて頂きます。皆様のご協力、誠にありがとうございました。 (会長入室・着席)

議長

次に報告事項に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書16ページをご覧ください。

報告第1から第6、報告案件計18件について説明いたします。17ページをご覧ください。

(議案書17ページから25ページの内容を議案書のとおり朗読)

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。

事務局

議長

議長

報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

9番 農地法3条の届出についてですが、相続した市外の方々が「斡旋希望なし」と回答してるのは、相続者本人が農地として、何か耕作をしているのでしょうか。

事務局 斡旋希望の有無については、届出書の様式に組み込まれているものです。今回の件について は、申請者本人や申請者親族が耕作や草刈り等の保全管理を行っている聞いております。

9番 本人から直接お話をお聞きすることはあるのでしょうか。

事務局 申請書を本人が提出した場合はお聞きしておりますが、代理人を通しての提出の場合が多く、 代理人からの申請者の情報を少し得るといった形となります。

議長 届出書の書類の様式に何かもう少し文言を付け加えて変更するのも良いかもしれないですね。

補足ですが、3条届出において「斡旋希望あり」と回答される方のほとんどが相続した農地を売却や賃貸借を希望されます。そういった農地の情報を集めて、希望者に紹介するといったことをしております。

9番委員がご心配されるのは、耕作放棄が増えていくことだと思います。届出の中には現況 が農地以外のものとなっている土地になっているものがあります。こういった耕作放棄地とみ られるものについて、現地確認や届出者への状況確認が等を事務局で行っていく必要があるの ではないかと思います。

事務局 耕作放棄地の発生抑止の観点からも、何かしらの対策等を検討していきたいです。

議長 この件については、しっかりと事務局に考えて頂きます。 その他、何かございませんか。

議 長 ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解頂きたいと存じます。

以上をもちまして第11回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。 事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。 午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。
上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する
議長
委員
委員